

第三節 観護処遇の態様等

(観護処遇の態様)

第二十六条 在所者の観護処遇(運動、入浴又は面会の場合その他の法務省令で定める場合における観護処遇を除く)は、居室外において行うことが適当と認める場合を除き、昼夜、居室において行う。

2 在所者の居室は、その観護処遇上又は鑑別上共同室に収容することが適当と認める場合を除き、できる限り、単独室とする。

3 前項の規定にかかわらず、被観護在所者及び未決在所者について、その保護事件又は刑事事件に関する証拠の隠滅の防止上支障を生ずるおそれがある場合には、その居室は単独室としなければならない。

4 被観護在所者及び未決在所者は、その保護事件又は刑事事件に関する証拠の隠滅の防止上支障を生ずるおそれがある場合には、居室外においても他の在所者と接触をさせてはならない。(起居動作の時間帯)

(生活態度に関する助言及び指導)

第二十七条 少年鑑別所の長は、法務省令で定めるところにより、食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯を定め、これを在所者に告知するものとする。

第二十八条 少年鑑別所の長は、在所者が健全な社会生活を営むことができるよう、在所者に対し、その自主性を尊重しつつ、その生活態度に関する必要な助言及び指導を行うものとする。(学習等の機会の提供等)

第二十九条 少年鑑別所の長は、在所者の情操を豊かにし、その者が健全な社会生活を営むために必要な知識及び能力向上させることができるように、在所者に対し、その自主性を尊重しつつ、学習、文化活動その他の活動の機会を与えるとともに、その活動の実施に関し必要な助言及び援助を行うものとする。

2 前項の場合において、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める義務教育を終了しない在所者に対しては、学習の機会が与えられるよう特に配慮しなければならない。

(保健衛生及び医療の原則)

第三十条 少年鑑別所においては、在所者の心身の状況を把握することに努めるとともに、在所者の健全な心身の成長を図り、及び少年鑑別所

内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。

一 負傷し、若しくは疾病にかかるているとき、又はこれららの疑いがあるとき。

二 飲食物を摂取しない場合において、その心身に著しい障害が生ずるおそれがあるとき。

三 受けた者から同項の在所者を看護したい旨の申出があつた場合において、相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、その在所者に対する看護を受けることを許すことができる。

第三十一条 在所者には、日曜日その他の法務省令で定める日を除き、できる限り戸外で、その健

全な心身の成長を図るために適切な運動を行う機会を与えないべきではない。ただし、審判期日又は公判期日への出頭その他の事情により少年

鑑別所の執務時間内にその機会を与えることができないときは、この限りでない。

第三十二条 在所者は、身体、着衣及び所持品並びに居室その他日常使用する場所を清潔にしなければならない。

第三十三条 在所者には、法務省令で定めるところにより、少年鑑別所における保健衛生上適切な入浴を行わせる。

(調髪及びひげそり)

第三十四条 少年鑑別所の長は、在所者が調髪又はひげそりを行いたい旨の申出をした場合には、法務省令で定めるところにより、これを許すものとする。

(健康診断)

第三十五条 少年鑑別所の長は、在所者に対し、その少年鑑別所への入所後速やかに、法務省令で定めるところにより、健康診断を行わなければならない。少年鑑別所における保健衛生上必要があるときも、同様とする。

2 在所者は、前項の規定による健康診断を受けなければならぬ。この場合においては、その健康診断の実施のため必要な限度内における採血、エックス線撮影その他の医学的処置を拒むことはできない。

(診療等)

第三十六条 少年鑑別所の長は、在所者が次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、少年鑑別所の職員である医師等(医師又は歯科医師をいう。以下この項及び次条において同じ。)又は少年鑑別所の長が委嘱する医師等に、その診療のため必要な知識及び能力を向上させることができるよう、在所者に対し、その自主性を尊重しつつ、その他の活動の機会を与えるとともに、その活動の実施に関し必要な助言及び援助を行うものとする。

2 前項の場合において、学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)に定める義務教育を終了しない在所者に対しては、学習の機会が与えられるよう特に配慮しなければならない。

第五節 保健衛生及び医療

(保健衛生及び医療の原則)

第三十条 少年鑑別所においては、在所者の心身の状況を把握することに努めるとともに、在所者の健全な心身の成長を図り、及び少年鑑別所の健全な心身の成長を図り、及び少年鑑別所

のおそれがあると認めるときは、直ちに、その旨をその保護者その他相当と認める者に通知しなければならない。

2 少年鑑別所の長は、前項の規定により通知を受けた者から同項の在所者を看護したい旨の申出があつた場合において、相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、その在所者に対する看護を受けることを許すことができる。

第三十一条 少年鑑別所の長は、少年鑑別所内における感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要がある場合には、在所者に對し、第三十五条の規定による健康診断又は第三十六条の規定による診療その他必要な医療上の措置を執るほか、予防接種、当該疾病を感染させるおそれがなくなるまでの間の隔離その他において、傷病の種類及び程度、入所前にその医師等による診療を受けていたことその他の事情に照らして、その在所者の医療上適当であると認めるときは、少年鑑別所内において、その在所者がその診療を受けることを申請した場合において、傷病の種類及び程度、入所前にその医師等による診療を受けていたことその他の事情に照らして、その在所者に対する看護を受けることを許すことができる。

第三十二条 少年鑑別所の長は、妊娠婦、身体虚弱者その他の養護を必要とする在所者について、その養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置に準じた措置を執るものとする。

第三十三条 少年鑑別所の長は、在所者が出産するときは、やむを得ない場合を除き、少年鑑別所の外の病院、診療所又は助産所に入院させるものとする。

第三十四条 少年鑑別所の長は、在所者に對し、その他の養護を必要とする在所者について、その養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置を執るものとする。

第三十五条 少年鑑別所の長は、少年鑑別所内における感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要がある場合には、在所者に對し、第三十五条の規定による健康診断又は第三十六条の規定による診療その他必要な医療上の措置を執るほか、予防接種、当該疾病を感染させるおそれがなくなるまでの間の隔離その他において、傷病の種類及び程度、入所前にその医師等による診療を受けていたことその他の事情に照らして、その在所者の医療上適当であると認めるときは、少年鑑別所内において、その在所者がその診療を受けることを申請した場合において、傷病の種類及び程度、入所前にその医師等による診療を受けていたことその他の事情に照らして、その在所者に対する看護を受けることを許すことができる。

第三十六条 少年鑑別所の長は、少年鑑別所内における感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要がある場合には、在所者に對し、第三十五条の規定による健康診断又は第三十六条の規定による診療その他必要な医療上の措置を執るほか、予防接種、当該疾病を感染させるおそれがなくなるまでの間の隔離その他において、傷病の種類及び程度、入所前にその医師等による診療を受けていたことその他の事情に照らして、その在所者の医療上適当であると認めるときは、少年鑑別所内において、その在所者がその診療を受けることを申請した場合において、傷病の種類及び程度、入所前にその医師等による診療を受けていたことその他の事情に照らして、その在所者に対する看護を受けることを許すことができる。

第三十七条 少年鑑別所の長は、負傷し、又は疾

病にかかるいる在所者が重態となり、又はそ

ば、その者の意思に反しない場合に限る。

第三十八条 少年鑑別所の長は、負傷し、又は疾

病にかかるいる在所者が重態となり、又はそ

ば、その者の意思に反しない場合に限る。

第三十九条 少年鑑別所の長は、少年鑑別所内における感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要がある場合には、在所者に對し、第三十五条の規定による健康診断又は第三十六条の規定による診療その他必要な医療上の措置を執るほか、予防接種、当該疾病を感染させるおそれがなくなるまでの間の隔離その他において、傷病の種類及び程度、入所前にその医師等による診療を受けていたことその他の事情に照らして、その在所者の医療上適当であると認めるときは、少年鑑別所内において、その在所者がその診療を受けることを申請した場合において、傷病の種類及び程度、入所前にその医師等による診療を受けていたことその他の事情に照らして、その在所者に対する看護を受けることを許すことができる。

第四十条 少年鑑別所の長は、妊娠婦、身体虚弱者その他の養護を必要とする在所者について、その養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置を執るものとする。

第四十一条 少年鑑別所の長は、在所者に對し、その他の養護を必要とする在所者について、その養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置を執るものとする。

第四十二条 少年鑑別所の長は、在所者に對し、その他の養護を必要とする在所者について、その養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置を執るものとする。

第四十三条 少年鑑別所の長は、在所者に對し、その他の養護を必要とする在所者について、その養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置を執るものとする。

第四十四条 少年鑑別所の長は、在所者に對し、その他の養護を必要とする在所者について、その養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置を執るものとする。

第四十五条 少年鑑別所の長は、在所者に對し、その他の養護を必要とする在所者について、その養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置を執るものとする。

第四十六条 少年鑑別所の長は、在所者に對し、その他の養護を必要とする在所者について、その養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置を執るものとする。

第四十七条 少年鑑別所の長は、在所者に對し、その他の養護を必要とする在所者について、その養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置を執るものとする。

第四十八条 少年鑑別所の長は、在所者に對し、その他の養護を必要とする在所者について、その養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置を執るものとする。

第四十九条 少年鑑別所の長は、在所者に對し、その他の養護を必要とする在所者について、その養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置を執るものとする。

第五十条 少年鑑別所の長は、在所者に對し、その他の養護を必要とする在所者について、その養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置を執るものとする。

第五十一条 少年鑑別所の長は、在所者に對し、その他の養護を必要とする在所者について、その養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置を執るものとする。

第五十二条 少年鑑別所の長は、在所者に對し、その他の養護を必要とする在所者について、その養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置を執るものとする。

第五十三条 少年鑑別所の長は、在所者に對し、その他の養護を必要とする在所者について、その養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置を執るものとする。

第五十四条 少年鑑別所の長は、在所者に對し、その他の養護を必要とする在所者について、その養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置を執るものとする。

第五十五条 少年鑑別所の長は、在所者に對し、その他の養護を必要とする在所者について、その養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置を執るものとする。

第五十六条 少年鑑別所の長は、在所者に對し、その他の養護を必要とする在所者について、その養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置を執るものとする。

第五十七条 少年鑑別所の長は、在所者に對し、その他の養護を必要とする在所者について、その養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置を執るものとする。

第五十八条 少年鑑別所の長は、在所者に對し、その他の養護を必要とする在所者について、その養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置を執るものとする。

第五十九条 少年鑑別所の長は、在所者に對し、その他の養護を必要とする在所者について、その養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置を執るものとする。

第六十条 少年鑑別所の長は、在所者に對し、その他の養護を必要とする在所者について、その養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置を執るものとする。

号に掲げる物品を除く。次項において同じ。)について、自弁のものを使用し、又は撰取した旨の申出をした場合には、少年鑑別所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合並びにその健全な育成を著しく妨げるおそれがある場合を除き、法務省令で定めるところにより、これを許すものとする。

一 衣類

二 食料品及び飲料

三 室内装飾品

四 嗜好品

五 日用品、学用品その他の少年鑑別所における日常生活に用いる物品

(補正器具等の自弁等)

第六十三条 少年鑑別所の長は、前項各号に掲げる物品について、自弁のものを使用し、又は撰取したい旨の申出をした場合において、その者の観護処遇上適当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、これを許すことができる。

(在所者には、次に掲げる物品について)

一 少年鑑別所の長は、在院中在所者が、前項各

号に掲げる物品について、自弁のものを使用

し、又は撰取したい旨の申出をした場合におい

て、その者の観護処遇上適当と認めるときは、

法務省令で定めるところにより、これを許すこ

とができる。

(被観護在所者の差入物の引取り等)

第六十四条 在所者には、次に掲げる物品につ

いては、少年鑑別所の規律及び秩序の維持その他の

管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除

き、自弁のものを使用させるものとする。

一 眼鏡その他の補正器具

二 信書を発するのに必要な封筒その他の物品

三 その他法務省令で定める物品

前項各号に掲げる物品について、在所者が自

弁のものを使用することができない場合であつ

て、必要と認めるときは、その者にこれを貸与

し、又は支給するものとする。

(物品の貸与等の基準)

第六十五条 第四十一条又は前条第二項の規定に

より貸与し、又は支給する物品は、在所者の健

全な育成を図るのにふさわしく、かつ、国民生

活の実情等を勘案し、在所者としての地位に照

らして、適正と認められるものでなければなら

ない。

(金品の検査)

第六十六条 第七節 金品の取扱い

第六十七条 少年鑑別所の職員は、次に掲げる金

品について、検査を行うことができる。

一 在所者が入所の際に所持する現金及び物品

二 在所者が在所中に取得した現金及び物品

(信書を除く。次号において同じ。)であつ

て、同号に掲げる現金及び物品以外のもの

(少年鑑別所の長から支給された物品を除く)。

別対象者でない場合にあっては、第四号を除く

。

三 在所者に交付するため当該在所者以外の者

が少年鑑別所に持参し、又は送付した現金及

び物品

(入所時の所持物品等の処分)

第六十八条 少年鑑別所の長は、前条第一号又は

第二号に掲げる物品が次の各号のいずれかに該

当するときは、在所者に対し、その物品につい

て、その保護者等その他相当と認める者へ交

付その他相当の処分を求めるものとする。

一 保管に不便なものであるとき。

二 腐敗し、又は滅失するおそれがあるもので

あるとき。

三 危険を生ずるおそれがあるものであると

き。

四 前項の規定により物品の処分を求めた場合に

おいて、在所者が相当の期間内にその処分をし

ないときは、少年鑑別所の長は、これを売却し

てその代金を領置する。ただし、売却すること

ができないものは、廃棄することができる。

(被観護在所者の差入物の引取り等)

第六十九条 少年鑑別所の長は、第四十五条第三

号に掲げる現金又は物品の交付の相手方が被観

護在所者である場合であつて、当該現金若しく

は物品が次の各号のいずれにも該当しないと

き、又は当該物品が刑事訴訟法(少年法において準用する場合を含む。次項において同じ。)

の定めるところにより被観護在所者が交付を受

けけることが許されないものであるときは、その

現金又は物品を持参し、又は送付した者(以下「差入人」という。)に対し、その引取りを求めるものとする。

一 被観護在所者の保護者等が持参し、又は送

付したものであるとき。

二 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、修学又は就

業の準備その他の被観護在所者の身分上、法

律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る

用務の処理のため被観護在所者が交付を受け

ることが必要なものであるとき。

前項の規定にかかるらず、少年鑑別所の長

は、第四十五条第三号に掲げる現金又は物品の

交付の相手方が被観護在所者である場合であつ

て、当該現金又は物品が同項各号のいずれにも

該当しないときにおいて、健全な社会生活を營

むために必要な援助を受けることその他被観護

在所者がその交付を受けることを必要とする事

情があり、かつ、次の各号(交付の相手方が鑑

別対象者でない場合にあっては、第四号を除く)

。

二 第四十六条第一項各号のいずれかに該当す

る物品であるとき。

二 第四十六条第一項各号のいずれかに該当す

る読み替えるものとする。

(在院中在所者への差入物の引取り等)

第五十一条 少年鑑別所の長は、第四十五条第三号に掲げる現金又は物品の交付の相手方が各種在所者である場合について準用する。この場合において、第四十七条第一項中「とき」又は当該物品が刑事訴訟法中在所者である場合であつて、当該現金又は物品が次の各号のいずれにも該当しないときは、差入人に對し、その引取りを求めるものとする。

一 在院中で在所者の保護者等が持参し、又は送付したものであるとき。

二 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、修学又は就業の準備その他在院中で在所者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る用務の処理のため在院中で在所者が交付を受けたものであるとき。

三 在院中で在所者が交付を受けることが、その改善更生に資すると認められるものであるとき。

2 前項の規定にかかわらず、少年鑑別所の長は、第四十五条第三号に掲げる現金又は物品の交付の相手方が在院中で在所者である場合であつて、当該現金又は物品が同項各号のいずれにも該当しないときにおいて、健全な社会生活を営むために必要な援助を受けることその他の在院中で在所者がその交付を受けることを必要とする事情があり、かつ、次の各号(交付の相手方が鑑別対象者でない場合にあっては、第三号を除く。)のいずれにも該当すると認めるときは、同項の規定による引取りを求めないことができる。

3 一 交付により、少年鑑別所の規律及び秩序を害するおそれがないとき。

二 交付により、在院中で在所者の改善更生に支障を生ずるおそれがないとき。

三 交付により、在院中で在所者の鑑別の適切な実施に支障を生ずるおそれがないとき。

4 第四十七条から第四十九条まで(第四十七条第一項及び第二項を除く。)の規定は、第四十五条第三号に掲げる現金又は物品の交付の相手方が在院中で在所者である場合において、第四十七条第三項及び第四項中「第一項」とあり、第四十八条第一項中「前項第一項」とあり、並びに第四十九条中「第四十七条第一項」とあるのは、「第五十一条第一項」と読み替えるものとする。(各種在所者への差入物の引取り等)

第五十二条 第四十七条から第四十九条まで(第四十七条第二項ただし書及び第二号を除く。)について、在所者がその引渡しを求めた場合

の規定は、第四十五条第三号に掲げる現金又は物品の交付の相手方が各種在所者である場合について準用する。この場合において、第四十七条第一項中「とき」又は当該物品が刑事訴訟法(少年法において準用する場合に限り)の定めるところにより被観護在所者が交付を受けることが許されないものであるとき」とあるのは、「とき」と読み替えるものとする。

一 在院中で在所者の保護者等が持参し、又は送付したものであるとき。

二 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、修学又は就業の準備その他在院中で在所者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る用務の処理のため在院中で在所者が交付を受けたものであるとき。

三 在院中で在所者が交付を受けることが、その改善更生に資すると認められるものであるとき。

2 前項の規定にかかわらず、少年鑑別所の長は、第四十五条第三号に掲げる現金又は物品の交付の相手方が在院中で在所者である場合であつて、当該現金又は物品が同項各号のいずれにも該当しないときにおいて、健全な社会生活を営むために必要な援助を受けることその他の在院中で在所者がその交付を受けることを必要とする事情があり、かつ、次の各号(交付の相手方が鑑別対象者でない場合にあっては、第三号を除く。)のいずれにも該当すると認めるときは、同項の規定による引取りを求めないことができる。

3 一 第四十五条第一号又は第二号に掲げる物品が領置する。

二 第四十五条第三号に掲げる物品であつて、第四十七条第一項(前項において準用する場合を含む。)、第四十八条第一項(第五十条第二項、第五十一条第三項及び前項において準用する場合を含む。)、第五十条第一項又は第五十一条第一項の規定による引取りを求めないこととしたもの(在所者が交付を受けることを拒んだ物品を除く。)

三 第四十五条各号に掲げる現金であつて、第四十七条第一項(前項において準用する場合を含む。)、第五十条第一項又は第五十一条第一項による引取りを求めないこととしたもの

2 少年鑑別所の長は、第一項本文の規定により在所者が引渡しを受けて所持する物品又は在所者が受けた信書でその保管するものについて、その者が、少年鑑別所の長においてその物品の引渡しを受け、又はその信書を領置することを求めた場合には、その引渡しを受け、又は領置するものとする。

3 少年鑑別所の長は、第一項本文の規定により在所者が引渡しを受けて所持する物品又は在所者が受けた信書でその保管するものについて、在所者が第二項の規定による制限に違反したときは、その物品を取り上げること又はその信書を取り上げて領置することができる。

4 少年鑑別所の長は、被観護在所者が、領置されている金品について、他の者への交付を申請した場合であつて、前項各号のいずれにも該当しないときにおいて、健全な社会生活を営むために必要な援助を受けることその他の被観護在所者がその金品を交付することを必要とする事情があり、かつ、次の各号(被観護在所者が鑑別対象者でない場合にあっては、第四号を除く。)のいずれにも該当すると認めるときは、これを許すことができる。ただし、当該物品が刑事訴訟法の定めるところにより交付が許されないものであるときは、この限りでない。

2 少年鑑別所の長は、被観護在所者が、領置されている金品について、他の者への交付を申請した場合であつて、前項各号のいずれにも該当しないときにおいて、健全な社会生活を営むために必要な援助を受けることその他の被観護在所者がその金品を交付することを必要とする事情があり、かつ、次の各号(被観護在所者が鑑別対象者でない場合にあっては、第四号を除く。)のいずれにも該当すると認めるときは、これを許すことができる。ただし、当該物品が刑事訴訟法の定めるところにより交付が許されないものであるときは、この限りでない。

3 一 交付により、少年鑑別所の規律及び秩序を害するおそれがないとき。

二 交付により、被観護在所者の保護事件又は刑事案件に関する証拠の隠滅の結果を生ずるおそれがないとき。

三 交付により、被観護在所者の健全な育成を著しく妨げるおそれがないとき。

4 一 交付により、被観護在所者の鑑別の適切な実施に支障を生ずるおそれがないとき。

二 在所者が被観護在所者又は未決在所者である場合において、刑事訴訟法(少年法において準用する場合を含む。)の定めるところにより購入する自弁物品等の交付を受けることが許されないとき。

三 在所者が被観護在所者又は未決在所者(被観護在所者としての地位を有するものを除く。)が、領置されている金品(第九十九条において準用する第九十八条に規定する文書図画に該当するものを除く。)について、他の者への交付を申請した場合には、次の各号のいずれかに該当するときを除き、これを許すものとする。

一 交付(その相手方が未決在所者の保護者等ものについて、在所者がその引渡しを求めた場

合には、法務省令で定めるところにより、これ引き渡すものとする。ただし、その者が所持する物品の総量が次項の規定により所持することができる物品の量を超えることとなる場合に限りでない。

2 少年鑑別所の長は、法務省令で定めるところにより、前項本文の規定により在所者が引渡しを受けて所持する物品及び在所者が受けた信書でその保管するものに關し、これらを所持し、又は保管する方法並びに所持することができる物品の量及び保管することができる信書の通数について、少年鑑別所の管理運営上必要な制限を設けることができる。

3 一 被観護在所者の保護者等に交付するとき。

二 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、修学又は就業の準備その他在院中で在所者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る用務の処理のため被観護在所者が交付する場合を含む。同項において同じ。)の定めるとおり、被観護在所者の他の被観護在所者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係るときは、これを許すものとする。ただし、当該物品が刑事訴訟法(少年法において準用する場合を含む。)において同じ。)を申請した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、これを許すものとする。ただし、当該少年鑑別所の被観護在所者が、領置された金品に對して、前項各号のいずれにも該当しないときにおいて、健全な社会生活を営むために必要な援助を受けることその他の被観護在所者がその金品を交付することを必要とする事情があり、かつ、次の各号(被観護在所者が鑑別対象者でない場合にあっては、第四号を除く。)のいずれにも該当すると認めるときは、これを許すことができる。ただし、当該物品が刑事訴訟法の定めるところにより交付が許されないものであるときは、この限りでない。

4 一 被観護在所者の保護者等に交付するとき。

二 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、修学又は就業の準備その他在院中で在所者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る用務の処理のため被観護在所者が交付する場合を含む。同項において同じ。)の定めるとおり、被観護在所者の他の被観護在所者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係るときは、これを許すものとする。ただし、当該物品が刑事訴訟法(少年法において準用する場合を含む。)において同じ。)を申請した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、これを許すものとする。ただし、当該少年鑑別所の被観護在所者が、領置された金品に對して、前項各号のいずれにも該当しないときにおいて、健全な社会生活を営むために必要な援助を受けることその他の被観護在所者がその金品を交付することを必要とする事情があり、かつ、次の各号(被観護在所者が鑑別対象者でない場合にあっては、第四号を除く。)のいずれにも該当すると認めるときは、これを許すことができる。ただし、当該物品が刑事訴訟法の定めるところにより交付が許されないものであるときは、この限りでない。

により、少年鑑別所の規律及び秩序を害する
おそれがあるとき。

二 刑事訴訟法の定めるところにより交付が許さ
れない物品であるとき。

三 交付により、未決在所者の健全な育成を著
しく妨げるおそれがあるとき。

(在院中 在所者の領置金品の他の者への交付)

第五十八条 少年鑑別所の長は、在院中 在所者が、領置されている金品(第百三十三条において準用する第九十八条に規定する文書図画に該当するものを除く。次項において同じ。)について、次の他の者への交付を申請した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、これを許す。

一 在院中 在所者の保護者等に交付するとき。

二 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、修学又は就業の準備その他の在院中 在所者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る用務の処理のために在院中 在所者が交付するこ

とが必要であるとき。

三 在院中 在所者が交付することが、その改善更生に資すると認められるとき。

四 少年鑑別所の長は、在院中 在所者が、領置された金品について、他の者への交付を申請した場合であつて、前項各号のいずれにも該当しないときにおいて、健全な社会生活を営むため必要な援助を受けることその他の在院中 在所者がその金品を交付することを必要とする事情があり、かつ、次の各号(在院中 在所者が鑑別対象者でない場合にあっては、第三号を除く。)のいすれにも該当すると認めるときは、これを許すことができる。

一 交付により、少年鑑別所の規律及び秩序を害するおそれがないとき。

二 交付により、在院中 在所者の改善更生に支障を生ずるおそれがないとき。

三 交付により、在院中 在所者の鑑別の適切な実施に支障を生ずるおそれがないとき。

四 第五十六条(第一項ただし書並びに第二項ただし書及び第二号を除く。)の規定は、各種在所者が領置されている金品(第百四十四条に規定する文書図画に該当するものを除く。)について他の者への交付を申請した場合について準用する。

第五十九条 第五十六条(第一項ただし書並びに第二項ただし書及び第二号を除く。)の規定は、各種在所者が領置されている金品(第百四十四条に規定する文書図画に該当するものを除く。)について他の者への交付を申請した場合について準用する。

第六十条 少年鑑別所の長は、この節に定めるもののか、法務省令で定めるところにより、差入人等に関する制限

入人による在所者に対する金品の交付及び在所者による自弁物品等の購入について、少年鑑別所の管理運営上必要な制限をすることができ

る。

第六十一条 少年鑑別所の長は、在所者の退所の際、領置している金品をその者又はその親権を行う者等に引き渡すものとする。

(退所者の遺留物)

第六十二条 退所した在所者の遺留物(少年鑑別所に遺留した金品をいう。以下同じ。)は、その退所の日から起算して六月を経過する日までに、その者又はその親権を行う者等からその引渡しを求める申出がなく、又はその引渡しに要する費用の提供がないときは、国庫に帰属する。

2 前項の期間内でも、少年鑑別所の長は、腐敗し、又は滅失するおそれが生じた遺留物は、廃棄することができる。

(逃走者等の遺留物)

第六十三条 在所者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に定める日から起算して六月を経過する日までに、その者又はその親権を行う者等から引渡しを要する費用の提供がないときは、その遺留物は、国庫に帰属する。

2 前項の期間内でも、少年鑑別所の長は、腐敗し、又は滅失するおそれが生じた遺留物は、廃棄することができる。

(在院中 在所者以外の在所者の自弁の書籍等及び新聞紙の閲覧)

第六十四条 在所者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に定める日から起算して六月を経過する日までに、その者又はその親権を行う者等から引渡しを要する費用の提供がないときは、その遺留物は、国庫に帰属する。

2 前項の規定により解放された場合において、同項の規定により避難を要する状況がなくなつた後速やかに同項に規定する場所に出頭しなかつたとき 避難

2 前項第二項の規定により避難を要する状況がなくなつた日

2 前項第二項の規定は、前項の遺留物について準用する。

(死亡者の遺留物)

第六十五条 少年鑑別所の長は、在所者の健全な育成を図るためにふさわしい書籍等の整備に努め、在所者が学習、娯楽等の目的で自主的にこれを行える機会を与えるものとする。

2 前項に規定する閲覧の方法は、少年鑑別所の長が定める。

(少年鑑別所の書籍等)

第六十六条 在院中 在所者以外の在所者が自弁の書籍等及び新聞紙を閲覧することは、この条及び第六十八条の規定による場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならない。

2 在院中 在所者以外の在所者の自弁の書籍等又は新聞紙を閲覧することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その閲覧を禁止することができる。

2 在院中 在所者以外の在所者の健全な育成を著しく妨げるおそれがあるとき。

2 在院中 在所者以外の在所者が鑑別対象者である場合において、その鑑別の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

2 前項の規定により閲覧を禁止すべき事由の有無を確認するため自弁の書籍等又は新聞紙の翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、在院中 在所者にその費用を負担させることができる。この場合において、その者が負担すべき費用を負担しないときは、その閲覧を許さない。

(新聞紙に関する制限)

第六十七条 少年鑑別所の長は、前項の規定により閲覧を禁止すべき事由の有無を確認するため自弁の書籍等又は新聞紙の翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、在院中 在所者にその費用を負担させることができる。この場合において、その者が負担すべき費用を負担しないときは、その閲覧を禁止する。

(在院中 在所者の自弁の書籍等及び新聞紙の閲覧)

4 日から起算して六月を経過する日までに第一項の申請がないときは、国庫に帰属する。

2 第六十二条第二項の規定は、第一項の遺留物について準用する。

第八節 書籍等の閲覧等

(少年鑑別所の書籍等)

第六十五条 少年鑑別所の長は、在所者の健全な育成を図るためにふさわしい書籍等の整備に努め、在所者が学習、娯楽等の目的で自主的にこれを行える機会を与えるものとする。

2 前項に規定する閲覧の方法は、少年鑑別所の長が定める。

(少年鑑別所の書籍等)

第六十六条 在院中 在所者以外の在所者が自弁の書籍等及び新聞紙を閲覧することは、この条及び第六十八条の規定による場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならない。

2 第一項の規定により閲覧を許すか否かを判断するため自弁の書籍等又は新聞紙の翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、在院中 在所者にその費用を負担させることができる。この場合において、その者が負担すべき費用を負担しないときは、その閲覧を許さない。

(新聞紙に関する制限)

第六十八条 少年鑑別所の長は、法務省令で定めたところにより、在所者が取得することができある新聞紙の範囲及び取得方法について、少年鑑別所の管理運営上必要な制限をすることができる。

2 第一項の規定により閲覧を禁止する場合は、その行為は、これを禁止し、又は制限してはならない。ただし、少年鑑別所の規律及び秩序の方法により、できる限り、主要な時事の報道に接する機会を与えるように努めなければならない。

(時事の報道に接する機会の付与)

第六十九条 少年鑑別所の長は、在所者に対し、日刊新聞紙の備付け、報道番組の放送その他の方法により、できる限り、主要な時事の報道に接する機会を与えるように努めなければならない。

(新聞紙に関する制限)

第七十条 在所者が一人で行う礼拝その他の宗教上の行為は、これを禁止し、又は制限してはならない。ただし、少年鑑別所の規律及び秩序の維持その他の管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

(宗教上の儀式行事及び教誨)

第七十一条 少年鑑別所の長は、在所者が宗教家(民間の篤志家に限る。以下この項において同じ。)の行う宗教上の儀式行事に参加し、又は宗教家の行う宗教上の教誨を受けることができ維持その他の儀式行事及び教誨の機会を設けるよう努めなければならない。

2 少年鑑別所の長は、少年鑑別所の規律及び秩序の維持その他の管理運営上支障を生ずるおそれがある場合には、在所者に前項に規定する儀式

行事に参加させず、又は同様に規定する教誨を受けさせないことができる。

第十節 規律及び秩序の維持

(少年鑑別所の規律及び秩序) 少年鑑別所の規律及び秩序は、在所者の観護処遇及び鑑別の適切な実施を確保し、並びにその健全な育成を図るためにふさわしい安全かつ平穏な環境を保持することができるよう、適正に維持されなければならない。

2 前項の目的を達成するため執る措置は、そのため必要な限度を超えてはならない。

(遵守事項等)

第七十三条 少年鑑別所の長は、在所者が遵守すべき事項(次項において「遵守事項」という。)を定める。

2 遵守事項は、在所者としての地位に応じ、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

一 犯罪行為をしてはならないこと。

二 他人に対し、粗野若しくは暴乱な言動をし、又は迷惑を及ぼす行為をしてはならないこと。

三 自身を傷つける行為をしてはならないこと。

四 少年鑑別所の職員の職務の執行を妨げる行為をしてはならないこと。

五 自己又は他の在所者の収容の確保を妨げる行為をしてはならないこと。

六 少年鑑別所の安全を害するおそれのある行為をしてはならないこと。

七 少年鑑別所内の衛生又は風紀を害する行為をしてはならないこと。

八 金品について、不正な使用、所持、授受その他他の行為をしてはならないこと。

九 前各号に掲げるもののほか、少年鑑別所の規律及び秩序を維持するため必要な事項

十 前各号に掲げる事項について定めた遵守事項に違反する行為を企て、あおり、唆し、又は援助してはならないこと。

前二項のほか、少年鑑別所の長又はその指定する職員は、少年鑑別所の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、在所者に対し、その生活及び行動について指示することができ

(身体の検査等)

第七十四条 指定職員は、少年鑑別所の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、在所者について、その身体、着衣、所持品及び居室

を検査し、並びにその所持品を取り上げて一時保管することができる。

第二十四条第二項の規定は、前項の規定による女子の在所者の身体及び着衣の検査について準用する。

2 指定職員は、少年鑑別所の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、少年鑑別所内において、在所者以外の者(弁護士である付添人若しくは在所者若しくはその保護者、代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の依頼により付添人となるとする弁護士又は弁護人等(弁護人とならうとする弁護士を除く。))を含む。以下この条及び第一百十条第一項第五号において同じ。)を準用する。

3 指定職員は、少年鑑別所の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、少年鑑別所内において、在所者以外の者(弁護士である付添人若しくは在所者若しくはその保護者、代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の依頼により付添人となるとする弁護士又は弁護人等(弁護人とならうとする弁護士を除く。))を含む。以下この条及び第一百十条第一項第五号において同じ。)を準用する。

4 前項の検査は、文書図画の内容の検査に及んではならない。

2 前項に規定する場合において、少年鑑別所の九条第一項に規定する弁護人となろうとする者は、その命令を待たないで、手錠を使用することができる。この場合には、速やかに、その旨を少年鑑別所の長に報告しなければならない。

3 在所者を護送する際に手錠を使用するに当たっては、その名譽をいたずらに害することのないように配慮しなければならない。

4 手錠の制式は、法務省令で定める。

(制止等の措置)

第七十五条 指定職員は、在所者が自身を傷つけ若しくは他人に危害を加え、逃走し、少年鑑別所の職員の職務の執行を妨げ、その他少年鑑別所の規律及び秩序を著しく害する行為をし、又はこれら行為をしようとする場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その在所者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執ることができる。

2 指定職員は、在所者以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その行為をする者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執ることができる。

3 在所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、自身を傷つけるおそれがあるとき。

4 手錠の制式は、法務省令で定める。

(保護室への収容)

第七十六条 指定職員は、在所者が次の各号のいずれかに該当する場合において、やむを得ないときは、少年鑑別所の長の命令により、法務省令で定めるところにより、手錠(手錠に附属するひもがある場合にはこれを含む。以下この条及び第一百十条第一項第五号において同じ。)を準用する。

2 保護室の構造及び設備の基準は、法務省令で定める。

3 少年鑑別所の設備、器具その他の物を損壊すること。

4 在所者を保護室に収容し、又はその収容の期間を更新した場合には、少年鑑別所の長は、速やかに、その在所者の健康状態について、少年鑑別所の職員である医師又は少年鑑別所の長が委嘱する医師の意見を聴かなければならぬ。

5 在所者を保護室に収容し、又はその収容の期間を更新した場合には、少年鑑別所の長は、速やかに、その在所者の健康状態について、少年鑑別所の職員である医師又は少年鑑別所の長が委嘱する医師の意見を聴かなければならぬ。

6 在所者を保護室に収容し、又はその収容の期間を更新した場合には、少年鑑別所の長は、速やかに、その在所者の健康状態について、少年鑑別所の職員である医師又は少年鑑別所の長が委嘱する医師の意見を聴かなければならぬ。

7 保護室の構造及び設備の基準は、法務省令で定める。

(収容のための連戻し)

第七十七条 指定職員は、在所者が次の各号のいずれかに該当する場合において、やむを得ないときは、少年鑑別所の長の命令により、その者を少年鑑別所の長に報告しなければならない。

2 指定職員は、在所者以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その行為をする者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執ることができる。

3 在所者の逃走又は少年鑑別所の職員の職務を執行の妨害を、現場で、援助し、あおり、又は啖すとき。

4 在所者に危害を加え、又はまさに加えようとするとき。

5 在所者の逃走又は少年鑑別所の職員の職務を執行の妨害を、現場で、援助し、あおり、又は啖すとき。

6 在所者に危害を加えるおそれがあるとき。

7 在所者を護送するに当たっては、その名譽をいたずらに害することのないように配慮しなければならない。

8 在所者を保護室に収容することができる。

9 在所者を保護室に収容することができる。

2 前項の規定による連戻しが困難である場合には、少年鑑別所の長は、警察官に対して連戻しを容認している者をいう。以下この項及び次条第四項において同じ。)にあつては裁判官のあらかじめ発する連戻状によらなければ連戻しに着手することができず、被觀護措置者等以外の在所者にあつては連戻しに着手することができない。

3 第一項ただし書(前項において準用する場合に規定する場合において、少年鑑別所の長の請求により、その少年鑑別所の長は、警察官に對して連戻しを含む。)の連戻状は、少年鑑別所の長の請求により、その少年鑑別所の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官が発する。この場合においては、少年法第四条及び第三十六条の規定を準用する。

2 前項の規定による連戻しが困難である場合には、少年鑑別所の長は、警察官に對して連戻しを容認している者をいう。以下この項及び次条第四項において同じ。)にあつては裁判官のあらかじめ発する連戻状によらなければ連戻しに着手することができず、被觀護措置者等以外の在所者にあつては連戻しに着手することができない。

3 第一項ただし書(前項において準用する場合に規定する場合において、少年鑑別所の長の請求により、その少年鑑別所の長は、警察官に對して連戻しを含む。)の連戻状は、少年鑑別所の長の請求により、その少年鑑別所の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官が発する。この場合においては、少年法第四条及び第三十六条の規定を準用する。

2 前項の場合において、在所者を護送することができるときは、少年鑑別所の長は、地震その他の災害に際し、少年鑑別所において避難の方法がないときは、在所者を適当な場所に護送する。

3 前項の場合において、在所者を護送することができるときは、少年鑑別所の長は、地震その他の災害に際し、少年鑑別所において避難の方法がないときは、在所者を適当な場所に護送する。

4 前項の場合において、在所者を護送することができるときは、少年鑑別所の長は、地震その他の災害に際し、少年鑑別所において避難の方法がないときは、在所者を適当な場所に護送する。

5 少年鑑別所の長は、第三項の期間中であつて

も、保護室への収容の必要がなくなつたときは、直ちにその収容を中止させなければならない。

6 在所者を保護室に収容し、又はその収容の期間を更新した場合には、少年鑑別所の長は、速やかに、その在所者の健康状態について、少年鑑別所の職員である医師又は少年鑑別所の長が委嘱する医師の意見を聴かなければならぬ。

7 保護室の構造及び設備の基準は、法務省令で定める。

(災害時の避難及び解放)

第七十九条 少年鑑別所の長は、地震、火災その他の災害に際し、少年鑑別所において避難の方法がないときは、在所者を適当な場所に護送する。

2 前項の場合において、在所者を護送することができるときは、少年鑑別所の長は、地震その他の災害に際し、少年鑑別所において避難の方法がないときは、在所者を適当な場所に護送する。

3 第一項ただし書(前項において準用する場合に規定する場合において、少年鑑別所の長の請求により、その少年鑑別所の長は、警察官に對して連戻しを含む。)の連戻状は、少年鑑別所の長の請求により、その少年鑑別所の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官が発する。この場合においては、少年法第四条及び第三十六条の規定を準用する。

4 前項の場合において、在所者を護送することができるときは、少年鑑別所の長は、地震その他の災害に際し、少年鑑別所において避難の方法がないときは、在所者を適当な場所に護送する。

の事情がある場合を除き、立会い等をさせてはならない。

一　自己は文部省の少年鑑別所の長の指揮その他自分が受けた観護処遇に関し調査を行う国又は地方公団体の機関の職員

第一項に規定する職務を遂行する弁護士
自己が受けた衝撃待遇に關し弁護士法第三条
(面会の一時停止及び終了等)

定は、未決在所者の面会について準用する。この場合において、同号二中「保護事件又は刑事案件」とあるのは、「刑事案件」と読み替えるものとする。

第三日 在院中在所者
(面会の相手方)

然し、次に掲げる者が面会の申出があつたときは、第百七条第三項の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。

二 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、修学又は就業の準備その他の在院中所在者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る

三 用務の処理のため面会することが必要な者
　在院中所在者の更生保護に関係のある者その他
の他の面会により在院中所在者の改善更生に
資するものとする。

資するに認められる者

功得失における外の者が自分の目とがわつた場合において、健全な社会生活を営むためには必要な援助を受けることその他面会することを必要とする事情があり、かつ、次の各号（在院中所在者が鑑別対象者でない場合にあつては、第三号を除く。次条第一項において同じ。）のいずれにも該当すると認めるときは、これを許すことができる。

一 面会により、少年鑑別所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないとき。

二 面会により、在院中所在者の改善更生に支障を生ずるおそれがないとき。

三 面会により、在院中所在者の鑑別の適切な

実施に支障を生ずるおそれがないとき。
(面会の立会い等)

人等との面会を除く。)に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。ただし、前条第二項各号のいずれにも該当すると認めるときは、その立会い並びに録音及び録画(次項において「立会い等」という。)をさせないことができる。

少年鑑別所の長は、前項の規定にかかわらず、在院中在所者の次に掲げる者との面会については、少年鑑別所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合を除き、立会い等をさせてはならない。

一　自己に対する少年鑑別所の長の措置その他

自己が少年鑑別所において受けた観護処遇若しくは鑑別又は自己に対する少年院の長の措置その他自己が少年院において受けた処遇に置そその他自己が少年院において受けた処遇に關し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士

(面会の一時停止及び終了等)

二　自己に対する少年鑑別所の長の措置その他

自己が少年鑑別所において受けた観護処遇若しくは鑑別又は自己に対する少年院の長の措置その他自己が少年院において受けた処遇に置そその他自己が少年院において受けた処遇に關し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士

第四目 各種在所者

第九十一条 第一条 第二項(第八十条第一項ただし書並びに第二項ただし書及び第二号並びに第八十二条第一項第二号を除く。)の規定は、各種在院中在所者の面会について準用する。この場合において、同号亦中「健全な育成を著しく妨げるとあるのは、「改善更生に支障を生ずる」と読み替えるものとする。

第九十二条 第八十二条から第八十四条まで(第八十二条第一項第二号を除く。)の規定は、在院中

所者の面会について準用する。この場合において、第八十二条第一項中「前条第二項各号」とあるのは「前条第二項各号(第二号を除く。)」と、同条第二項中「結果又は被観護在所者の保護事件若しくは刑事事件に関する証拠の隠滅の結果」とあるのは「結果」と読み替えるものとする。

第九十三条 少年鑑別所の長は、その指名する職員に、被観護在所者が発受する信書について、検査を行わせるものとする。

2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これららの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第三号に掲げる信書について、少年鑑別所の規律及び秩序を害する結果又は被観護在所者の保護事件若しくは刑事事件に関する証拠の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 被観護在所者が付添人等又は弁護人等から受ける信書

二 被観護在所者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書

三 被観護在所者が自己に対する少年鑑別所の長の措置その他自己が受けた観護処遇又は鑑別に關し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。以下この款において同じ。）から受ける信書

3 少年鑑別所の長は、少年鑑別所の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は被観護在所者の保護事件若しくは刑事事件に関する証拠の隠滅の結果を生ずるおそれがないと認める場合には、前二項の規定にかかわらず、第一項の検査を行わせないことができる。

（信書の内容による差止め等）

第九十四条 少年鑑別所の長は、前条の規定による検査の結果、被観護在所者が発受する信書について、その全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合には、その発受を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することができる。同条第二項各号に掲げる信書について、これらの信書に該当することを確認する過程においてその全部又は一部が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合も、同様とする。

一 暗号の使用その他の理由によつて、少年鑑別所の職員が理解できない内容のものであるとき。

二 発受によつて、刑罰法令に触れる行為をすし、若しくは誘発するおそれがあるとき。

三 発受によつて、少年鑑別所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

四 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。

五 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。

六 発受によつて、被観護在所者の保護事件又は刑事事件に関する証拠の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。

七 発受によつて、被観護在所者の健全な育成を著しく妨げるおそれがあるとき。

八 被観護在所者が鑑別対象者である場合において、発受によつて、その鑑別の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

九 前項の規定にかかわらず、被観護在所者が国又は地方公共団体の機関との間で発受する信書であつて、その機関の権限に属する事項を含むもの及び被観護在所者が弁護士との間で発受する信書であつて、その被観護在所者に係る弁護士法第三条第一項に規定する弁護士の職務に属する事項を含むものについては、その発受の差止め又はその事項に係る部分の削除若しくは抹消とは、その部分の全部又は一部が前項第一号から第三号まで又は第六号のいずれかに該当する場合に限り、これを行なうことができる。

(信書に関する制限)

第九十五条 少年鑑別所の長は、法務省令で定めることにより、被観護在所者が発する信書の作成要領、その発信の申請の日及び時間帯、被観護在所者が発信を申請する信書(付添人等又は弁護人等に対して発するものを除く。)の通数並びに被観護在所者の信書の発受の方法について、少年鑑別所の管理運営上必要な制限をすることができる。

2 前項の規定により被観護在所者が発信を申請する信書の通数について制限をするときは、その通数は、一日につき一通を下回つてはならぬこと。

(在院中在所者に関する特別)

第一百二十二条 第一百十二条及び前一条の規定は、在院中在所者が少年院法第百二十条の規定により法務大臣に対し救済を求める申出をする場合について準用する。

第十三節 値収容

第一百二十三条 在所者を同行する場合(第七十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)又は第七十九条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により連れ戻す場合を含む。)において、やむを得ない事由があるときは、最寄りの少年鑑別所若しくは少年院又は刑事施設の特に区別した場所にその者を仮に収容することができる。

第十四節 退所

(被観護在所者の退所)

第一百二十四条 被観護在所者は、次に掲げる事由が生じた後直ちに行う。

一 あらかじめ定められた収容の期間が満了したこと。

二 少年法第十八条、第二十三条第二項、第二十四条第一項、第六十四条第一項若しくは第六十六条第一項の決定又は更生保護法第七十条の申請に対する決定により観護の措置が効力を失つたこと(当該決定が審判期日において告知された場合に限る)。

三 家庭裁判所又は検察官その他の者の身体の拘束について権限を有する者の退所の指揮又は通知を受けたこと。

第一百五十五条 未決在所者の退所は、次に掲げる事由が生じた後直ちに行う。

一 勾留されている被告人について、勾留の期間が満了したこと。

二 刑事訴訟法第百六十七条第一項(同法第二百二十四条第二項において準ずる場合を含む。)の規定により留置されている者の期間が満了したこと。

三 刑事訴訟法第三百四十五条(同法第四百四条において準用する場合を含む。)、第四百三条の三第二項又は第四百三条の四第二項の規定により勾留状が効力を失つたこと(同法の規定により勾留されている未決在所者が公判廷にある場合に限る)。

四 檢察官の退所の指揮又は通知を受けたこと。

(在院中在所者等の退所)

第一百二十六条 在院中在所者及び各種在所者の退所は、政令で定める事由が生じた後直ちに行う。

(願い出による滞留)

第一百二十七条 少年鑑別所の長は、退所させるべき在所者が負傷又は疾病により重態であるとおりで準用する場合を含む。の規定により連れ戻すことができる。

2 前項の規定により少年鑑別所にとどまる者の観護処遇については、その性質に反しない限り、各種在所者に関する規定を準用する。

(帰住旅費等の支給)

第一百二十八条 退所する在所者に対しては、その帰住を助けるため必要な旅費又は衣類を支給するものとする。

第十五節 死亡

(死亡の通知)

第一百二十九条 少年鑑別所の長は、在所者が死亡した場合には、法務省令で定めるところにより、その遺族等に対し、その死亡の原因及び日時並びに交付すべき遺留物又は発送禁止信書等があるときはその旨を速やかに通知しなければならない。

(死体に関する措置)

第一百三十条 在所者が死亡した場合において、その死体の埋葬又は火葬を行う者がないときは、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第九条の規定にかわらず、その埋葬又は火葬は、少年鑑別所の長が行うものとする。

(金品の取扱いに関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する措置については、法務省令で定める。

第四章 非行及び犯罪の防止に関する援助

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年六月一七日法律第六七号抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年六月一七日法律第六七号抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

て少年鑑別所又は指定された場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

附 則

第一条 この法律は、少年院法の施行の日から施行する。ただし、第五条及び第一百八条の規定は、同法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(入所時の告知に関する特例)

第二条 第二十三条の規定は、この法律の施行の際現に少年鑑別所に収容されている在所者についても、適用する。この場合において、同条第一項「その少年鑑別所への入所に際し」とあるのは、「この法律の施行後速やかに」とする。

(入所の通知に関する特例)

第三条 第二十五条の規定は、この法律の施行の際現に少年鑑別所に収容されている在所者(同条に規定する在所者に限る。)であつて、その保護者その他相当と認める者に対し入所の通知がされていないものについても、適用する。

(被観護在所者の未決在所者その他法務省令で定める在所者がその少年鑑別所に入所した旨)

この場合において、同条中「被観護在所者、未決在所者その他法務省令で定める在所者がその少年鑑別所に入所したときは」とあるのは、「この法律の施行後」と、「その旨」とあるのは「被観護在所者、未決在所者その他法務省令で定める在所者がその少年鑑別所に入所した旨」とする。

(金品の取扱いに関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第六十号)第一条の規定による廃止前の少年院法(昭和二十三年法律第一百六十九号)以下「旧少年院法」という。第十七条第一項において準用する旧少年院法第九条の規定により領置されている在所者の金品については、第四十五条第二号に掲げる

(金品とみなして、第五十三条第一項の規定を適用する)

法律第一百六十九号。以下「旧少年院法」という。第十七条第一項において準用する旧少年院法第九条の規定により領置されている在所者の金品については、第四十五条第二号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(連戻しに関する経過措置)

第五条 この法律の施行の日(次項及び附則第七条において「施行日」という。)前にされた旧少年院法第十七条第二項において準用する旧少年院法第十四条第三項の請求であつて、この法律の施行の際まだその処理がされていないものについては、第七十八条第三項の請求とみなす。

(経過措置)

二 第四条、第六条、第八条、第十条(少年院法第二条第三号、第三条第二号、第四条第一項第四号、第一百四十一号第一項ただし書及び第一百四十七号第一項の改正規定を除く。)及び第十一条の規定。公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

より発せられた連戻状であつて、この法律の施行の際現にその効力を有するものについては、第七十八条第三項の規定により発せられた連戻状とみなす。

附 則

第六条 旧少年院法第十七条第二項において準用する旧少年院法第十五条第一項の規定に基づく法務省令の規定により発受を許された在所者に係る信書であつて、この法律の施行の際に少年鑑別所の長が保管しているものについては、第九十七条第一項(第九十九条、第一百三十二条及び第一百四条において準用する場合を含む。)の規定により保管している信書とみなす。

(救済の申出に関する経過措置)

第七条 第百十条第一項の規定は、施行日前に退所した者については、適用しない。

附 則

第一条 第百三十条の規定は、施行日前に退所した者については、適用しない。

附 則

附 則（令和五年五月一七日法律第二八）

号抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中刑事訴訟法第三百四十四条に一項を加える改正規定、第二条中刑法第九十七条及び第九十八条の改正規定並びに第三条中出入国管理及び難民認定法第七十二条の改正規定（第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる部分に限る。第六号において「第七十二条第一号を削る改正規定」という。）並びに附則第五条第一項及び第二項、第八条第四項並びに第二十条の規定、附則第二十四条中国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第四十二条の改正規定、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百九十三条の改正規定、附則第二十八条第二項、第三十条及び第三十一条の規定、附則第三十二条中少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第一百三十二条の改正規定、附則第三十五条のうち、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第三条中刑事訴訟法第三百四十四条の改正規定及び刑法第一部改正法第十一條中少年鑑別所法第二百三十二条の改正規定を削る改正規定並びに附則第三十六条及び第四十条の規定

（公布の日から起算して二十日を経過した日三から五まで 略）

六 第一条中刑事訴訟法第三百四十二条の次に七条を加える改正規定、同法第三百四十五条の次に三条を加える改正規定、同法第四百三条の二の次に二条を加える改正規定、同法第四百六十九条に一項を加える改正規定、同法第四百七十九条の次に一条を加える改正規定、同法第四百八十三条の次に十三条を加える改正規定並びに第三条（第七十二条第一号を削る改正規定を除く。）の規定並びに附則第六条第一項及び第二項、第七条第二項、第八条第三項並びに第十一条第一項及び第二項の規定、附則第十三条中刑事補償法第一条第二項の改正規定、附則第十八条の規定、附則第二十四条中国際受刑者移送法第二十二条の改正規定（「第四百八十四条」を「第四百八十四条から第四百八十五条まで、第四百八十六条」に改める部分に限る。）附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第八十三条第三項の改正規定、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第七十二条第二号の改正規定、附則第二十九条の規定、附則第三十二条中少年鑑別所法第二十条の規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律第四百七十九条の改正規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（罰則に関する経過措置）

第四十条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

く。）の規定並びに附則第六条第一項及び第二項、第七条第二項、第八条第三項並びに第十一条第一項及び第二項の規定、附則第十三条中刑事補償法第一条第二項の改正規定、附則第十八条の規定、附則第二十四条中国際受刑者移送法第二十二条の改正規定（「第四百八十四条」を「第四百八十四条から第四百八十五条まで、第四百八十六条」に改める部分に限る。）附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第八十三条第三項の改正規定、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第七十二条第二号の改正規定、附則第二十九条の規定、附則第三十二条中少年鑑別所法第二十条の規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律第四百七十九条の改正規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（罰則に関する経過措置）